

○千葉市コミュニティセンター設置管理条例

昭和54年3月15日

条例第5号

(設置)

第1条 本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター	千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井1丁目14番43号
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	千葉市花見川区畑町1336番地2
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地4
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	千葉市花見川区花島町308番地
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	千葉市稲毛区穴川4丁目12番3号
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	千葉市稲毛区長沼町461番地8
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区都賀4丁目20番1号
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	千葉市美浜区高洲3丁目12番1号
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂2丁目3番1号

2 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターに次の分館を置く。

名称	位置
----	----

千葉市中央区蘇我コミュニティセンター ハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町1208番地 2
----------------------------------	-----------------------

3 千葉市中央コミュニティセンターに次の分室を置く。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター松波分 室	千葉市中央区松波2丁目14番8号

(昭和55条例41・昭和56条例11・昭和58条例42・平成3
条例10・平成3条例49・平成4条例16・平成11条例38・平
成12条例60・平成13条例26・平成16条例38・平成17条
例42・平成22条例1・平成27条例48・平成31条例6・一部
改正)

(施設)

第2条 コミュニティセンターの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用者)

第3条 本市に在住し、在勤し、又は在学する者は、コミュニティセンターの
施設を使用することができる。

2 前項に規定する者のほか、市長が認める者は、コミュニティセンターの施
設を使用することができる。

(平成16条例38・平成17条例42・平成27条例48・一部改
正)

(指定管理者による管理)

第4条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67
号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以
下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平成17条例42・追加、平成24条例9・一部改正)

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第1項に規定する使用の許可及び第10条の規定による使用の制限等に関する業務
 - (2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
- (平成17条例42・追加)

(休館日)

第6条 コミュニティセンターの休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）とする。ただし、市長がコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の休館日は、千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成11年千葉市条例第33号）第9条第1項に規定するプラザの休館日（同項の表に掲げる施設の休館日を除く。）の例による。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前2項に規定する休館日にコミュニティセンターを開館することができる。

(平成15条例5・全改、平成17条例42・旧第4条繰下・一部改正、平成31条例6・一部改正)

(使用時間)

第7条 コミュニティセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) プール 午前10時から午後9時まで（7月及び8月にあつては、午前9時から午後9時まで）
- (2) 千葉市中央コミュニティセンター松波分室 午前9時から午後5時15分まで
- (3) 図書室 午前9時から午後5時まで

- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで
- 2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にコミュニティセンターを開館することができる。

(平成17条例42・旧第5条繰下・一部改正、平成19条例7・平成21条例38・平成24条例9・一部改正)

(使用の許可)

- 第8条 コミュニティセンターの施設（ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室を除く。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平成17条例42・追加、平成21条例38・平成22条例74・平成24条例9・一部改正)

(使用の不許可)

- 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) コミュニティセンターの施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(平成17条例42・追加、平成20条例35・一部改正)

(使用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第8条第1項の許可を取り消し、又はコミュニティセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第8条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(5) コミュニティセンターの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(平成17条例42・追加、平成20条例35・一部改正)

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(平成20条例35・追加)

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者(次条において「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平成17条例42・追加、平成24条例9・一部改正)

(利用料金)

第12条 別表第2に掲げる施設又は設備の利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平成17条例42・追加)

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成17条例42・追加)

(利用料金の不返還)

第14条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(平成17条例42・追加)

(指定管理者の指定の手續等)

第15条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターを最も適切に管理することができると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。
- (1) 市民の平等な利用を確保するものであること。
 - (2) コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。
 - (3) コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有すること。
 - (4) コミュニティセンターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準
- 5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例42・追加、平成22条例7・一部改正、平成24条例9・旧第17条繰上)

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(平成17条例42・追加、平成24条例9・旧第18条繰上)

(関係法令の適用)

第17条 この条例に定めるもののほか、千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理については都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法に基づく命令及び千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の管理について

は千葉市ハーモニープラザ設置管理条例に定めるところによる。

(平成16条例38・追加、平成17条例42・旧第8条繰下、平成24条例9・旧第19条繰上、平成31条例6・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成16条例38・旧第8条繰下・一部改正、平成17条例42・旧第9条繰下、平成24条例9・旧第20条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(平成31条例6・一部改正)

(千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例の廃止)

2 千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例(昭和49年千葉市条例第23号)は、廃止する。

(平成31条例6・一部改正)

(経過措置)

3 この条例施行前、この条例による廃止前の千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例によりなされた行為は、この条例によりなされた行為とみなす。

(平成31条例6・一部改正)

(千葉市中央コミュニティセンターの休止)

4 当分の間、第1条第1項の表に規定する千葉市中央コミュニティセンターは、休止する。

(令和7条例12・全改)

附 則(昭和55年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和５５年９月２５日条例第４１号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和５５年規則第４６号で昭和５５年１１月１６日から施行）

附 則（昭和５６年３月２７日条例第１１号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年３月１５日条例第１４号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年９月２１日条例第４２号）

この条例は、昭和５８年１１月１６日から施行する。

附 則（昭和６２年３月１９日条例第１１号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月１４日条例第１０号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成３年規則第４１号で平成３年４月１６日から施行）

附 則（平成３年９月２７日条例第３４号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成３年１２月１３日条例第４９号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年３月１９日条例第１６号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月２３日条例第３号）抄

- 1 この条例は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年３月８日条例第１０号）

この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年１２月１６日条例第３８号）

この条例は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第60号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第2号で平成13年2月15日から施行）

附 則（平成13年6月8日条例第26号）

この条例は、平成13年6月23日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第5号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（千葉市都市公園条例の一部改正）

2 千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（千葉市蘇我球技場条例の一部改正）

3 千葉市蘇我球技場条例（平成16年千葉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年9月26日条例第42号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第20条とし、第8条を第19条とし、第7条の次に2条を加える改正規定（第17条に係る部分に限る。）は公布の日から、別表第1の改正規定（千葉市若葉区都賀コミュニティセンター及び千葉市美浜区真砂コミュニティセンタ

一に係る部分に限る。)は平成17年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例第12条の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月12日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第9号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第35号）
この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第38号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日条例第1号）
この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第74号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日条例第9号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前の健康づくりのフロアの使用に係る使用料及び手

数料の納付並びに還付については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月１９日条例第４１号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１８条、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条、第２６条、第２８条、第２９条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条中千葉市都市公園条例別表第９の改正規定、第３７条及び附則第４項から第１２項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

- 4 第８条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２、第９条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第２、第１１条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第１、第１３条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第１、第１４条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第２、第１６条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第１、第１８条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管理条例別表第２、第１９条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第１から別表第３まで、第２０条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第２１条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第２２条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第２、第２４条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第２、第２５条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第３、第２８条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第２９条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第３、第３２条の規定による改正後の千葉

市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第34条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表、第35条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第37条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月29日条例第48号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2第1項第2号、第12号及び同項備考並びに同表第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月8日条例第6号）抄

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉市コミュニティセンター設置管理条例第1条第1項の表及び別表第2第1項第1号の表の改正規定、同項第2号の表の改正規定（「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3,160円」を「3,210円」に改める部分に限る。）並びに同項第4号の表、同項第5号の表、同項第6号の表、同項第7号の表、同項第8号の表、同項第9号の表、同項第10号の表、同項第11号の表、同項第12号の表並びに別表第2第2項第2号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定（千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の

例による。

附 則（令和４年６月２９日条例第２０号）抄

１ この条例は、規則で定める日から施行する。

（令和４年規則第５４号で令和５年４月２０日から施行）

３ この条例の施行の日前の千葉公園体育館、千葉市中央コミュニティセンターの体育館、柔道場及び剣道場並びに千葉市武道館の使用に係る利用料金の支払及び返還については、なお従前の例による。

附 則（令和７年２月２８日条例第１２号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１

（平成４条例１６・全改、平成１１条例３８・平成１２条例６０・平成１６条例３８・平成１７条例４２・平成２１条例３８・平成２４条例９・平成２７条例４８・平成３１条例６・令和４条例２０・一部改正）

名称	施設
千葉市中央コミュニティセンター	ロビー 幼児室 集会室 サークル室 講習室 美術・視聴覚室 料理実習室 和室 茶室 語学練習室 多目的室 ホール 音楽室 図書室 プール 松波分室 ロビー 和室 茶室 会議室
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 創作準備室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的ホール ホール エアロビクス室 図書室 トレーニング室 体育館 ハーモニープラザ分館 創作室 講習室 美術・工芸室 陶芸作業室 料理

	実習室 和室 茶室 多目的室 音楽室 フィットネスルーム ハーモニーホール
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 図書室 体育館
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 料理実習室 ホール 図書室 体育館
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 多目的室
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 ホール 体育館
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 研修室 トレーニング室 ヘルシーホール
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的ホール 会議室 体育館
千葉市美浜区高洲コミ	ロビー 静養室 幼児室 創作室 講習室 集会室

ユニティセンター	和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 ホール
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 視聴覚室 多目的室 ホール 図書室 体育館

別表第2

(平成22条例74・全改、平成25条例41・平成27条例48・平成31条例6・令和4条例20・一部改正)

1 集会室等利用料金

(1) 千葉市中央コミュニティセンター

区分	金額	
集会室	1コマにつき	330円
サークル室1		110円
サークル室2		110円
サークル室3		110円
サークル室4		70円
サークル室5		60円
サークル室6		160円
サークル室7		160円
講習室1		330円
講習室2		330円
講習室3		330円
講習室4		330円
講習室5		330円
美術・視聴覚室		920円
料理実習室1		680円

料理実習室 2		6 0 0 円
和室		3 4 0 円
茶室 1		5 0 0 円
茶室 2		2 8 0 円
語学練習室		6 2 0 円
多目的室		3 3 0 円
ホール		1, 0 2 0 円
音楽室 1		3 6 0 円
音楽室 2		6 8 0 円
松波分室	和室 1	8 0 円
	和室 2	2 0 0 円
	和室 3	6 0 円
	茶室	1 7 0 円
	会議室	8 0 円

(2) 千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	6 7 0 円
創作準備室		1 1 0 円
講習室 1		3 0 0 円
講習室 2		2 1 0 円
講習室 3		2 1 0 円
集会室		2 3 0 円
和室 1		2 3 0 円
和室 2		2 1 0 円
音楽室 1		6 6 0 円
音楽室 2		6 5 0 円

料理実習室		6 4 0 円
サークル室 1		1 1 0 円
サークル室 2		1 0 0 円
大広間		6 8 0 円
多目的ホール		3, 2 1 0 円
ホール		6 7 0 円
エアロビクス室		4 4 0 円
ハーモニープラ ザ分館	創作室	4 4 0 円
	講習室 1	2 5 0 円
	講習室 2	2 1 0 円
	講習室 3	4 4 0 円
	講習室 4	4 4 0 円
	美術・工芸室	4 7 0 円
	陶芸作業室	5 9 0 円
	料理実習室	4 4 0 円
	和室 1	1 7 0 円
	和室 2	1 5 0 円
	茶室 1	3 0 円
	茶室 2	2 0 円
	多目的室	4 8 0 円
	音楽室	3 5 0 円
	ハーモニーホー ル	1, 8 3 0 円

(3) 千葉市花見川区畑コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	2 6 0 円

講習室		4 3 0 円
集会室		2 8 0 円
和室 1		1 6 0 円
和室 2		4 4 0 円
音楽室		4 3 0 円
料理実習室		2 3 0 円
サークル室		1 2 0 円

(4) 千葉市花見川区幕張コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 9 0 円
講習室 1		3 6 0 円
講習室 2		2 5 0 円
集会室 1		8 1 0 円
集会室 2		2 4 0 円
和室		4 9 0 円
料理実習室		2 6 0 円
ホール		1, 1 5 0 円

(5) 千葉市花見川区花島コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	3 2 0 円
創作室 2		4 1 0 円
講習室 1		4 2 0 円
講習室 2		4 4 0 円
集会室		2 5 0 円
和室		2 6 0 円
音楽室		5 2 0 円

サークル室 1		5 1 0 円
サークル室 2		2 4 0 円
多目的室		1, 8 7 0 円

(6) 千葉県稲毛区穴川コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 8 0 円
講習室		2 0 0 円
集会室		2 4 0 円
和室		2 7 0 円
音楽室		5 1 0 円
料理実習室		3 1 0 円
サークル室		5 8 0 円
大広間		6 5 0 円
多目的室		1, 7 1 0 円
会議室		2 5 0 円

(7) 千葉県稲毛区長沼コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 9 0 円
講習室		3 2 0 円
集会室		1 9 0 円
和室		2 3 0 円
音楽室		5 1 0 円
料理実習室		3 4 0 円
サークル室		4 4 0 円
大広間		5 5 0 円
多目的室		1, 2 8 0 円

会議室		3 2 0 円
-----	--	---------

(8) 千葉市若葉区都賀コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 3 0 円
講習室 1		2 5 0 円
講習室 2		2 4 0 円
講習室 3		2 4 0 円
集会室		2 9 0 円
和室 1		2 5 0 円
和室 2		2 6 0 円
音楽室		4 8 0 円
料理実習室		3 9 0 円
サークル室		2 4 0 円
大広間		5 0 0 円
多目的室		4 6 0 円
会議室		2 2 0 円
ホール		1, 1 2 0 円

(9) 千葉市若葉区千城台コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	2 4 0 円
創作室 2		2 5 0 円
講習室		2 7 0 円
集会室		2 0 0 円
和室		3 8 0 円
音楽室		4 7 0 円
料理実習室		3 9 0 円

サークル室 1		3 3 0 円
サークル室 2		2 8 0 円
大広間		6 3 0 円
多目的室		1, 3 5 0 円
会議室		2 8 0 円
研修室		1 7 0 円
ヘルシーホール		5 1 0 円

(1 0) 千葉県緑区鎌取コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 9 0 円
講習室		2 2 0 円
集会室		2 4 0 円
和室		2 3 0 円
音楽室		4 5 0 円
料理実習室		2 5 0 円
サークル室		2 6 0 円
大広間		4 5 0 円
多目的ホール		1, 6 0 0 円
会議室		2 1 0 円

(1 1) 千葉県美浜区高洲コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 6 0 円
講習室 1		3 6 0 円
講習室 2		3 6 0 円
集会室		3 6 0 円
和室		1 7 0 円

音楽室		3 6 0 円
料理実習室		3 6 0 円
サークル室 1		1 7 0 円
サークル室 2		1 7 0 円
大広間 1		5 3 0 円
大広間 2		1 7 0 円
ホール 1		1, 3 0 0 円
ホール 2		6 2 0 円

(1 2) 千葉市美浜区真砂コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	3 2 0 円
創作室 2		3 2 0 円
講習室 1		3 2 0 円
講習室 2		3 2 0 円
集会室		3 2 0 円
和室 1		5 6 0 円
和室 2		3 2 0 円
和室 3		3 2 0 円
音楽室		7 1 0 円
料理実習室		7 3 0 円
サークル室 1		1 6 0 円
サークル室 2		1 6 0 円
サークル室 3		1 6 0 円
サークル室 4		3 2 0 円
視聴覚室		3 2 0 円
多目的室		6 6 0 円

ホール 1		8 9 0 円
ホール 2		8 9 0 円

備考

- 1 「1 コマ」とは、次の各号のいずれかの時間帯の 2 時間をいう。
 - (1) 午前 9 時から午前 1 1 時まで
 - (2) 午前 1 1 時から午後 1 時まで
 - (3) 午後 1 時から午後 3 時まで
 - (4) 午後 3 時から午後 5 時まで
 - (5) 午後 5 時から午後 7 時まで（千葉市中央コミュニティセンター
松波分室を除く。）
 - (6) 午後 7 時から午後 9 時まで（千葉市中央コミュニティセンター
松波分室を除く。）
- 2 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、第 1 号から第 1 2 号までの表に定める金額の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 3 前項の規定により算出された額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 体育館・フィットネスルーム利用料金

(1) 個人使用

区分	2 時間まで	超過 1 時間につき
一般	2 2 0 円	1 1 0 円
中・高校生	1 0 0 円	5 0 円
小学生以下	7 0 円	3 5 円

備考 3 0 人以上の団体利用の場合は、1 割引とする。

(2) 専用使用

ア 体育館

区分		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
一般	全館	4, 5 9 0 円	4, 5 9 0 円	9, 2 1 0 円
	半館	2, 2 9 0 円	2, 2 9 0 円	4, 5 9 0 円
高校生以下	全館	2, 2 6 0 円	2, 2 6 0 円	4, 5 5 0 円
	半館	1, 1 3 0 円	1, 1 3 0 円	2, 2 7 0 円

備考

- 1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の 4 分の 1 に相当する額とする。
- 2 前項の規定により算出された額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ フィットネスルーム

区分		午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
一般		2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円	4, 4 4 0 円
高校生以下		1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 2 2 0 円

備考

- 1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の 4 分の 1 に相当する額とする。

- 2 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 プール利用料金

区分	通常期（7月及び8月以外）			夏期（7月及び8月）		
	小学生以下	中・高校生	一般	小学生以下	中・高校生	一般
基本料金（2時間まで）	100円	200円	300円	70円	100円	220円
超過料金（超過1時間につき）	50円	100円	150円	35円	50円	110円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

4 トレーニング室利用料金

区分 時間	中・高校生	一般
2時間まで	100円	220円
超過1時間につき	50円	110円

5 設備利用料金

区分	金額
コインロッカー	1回につき 10円
陶芸窯	1回につき 3,300円